

改正

平成19年3月9日条例第7号

平成24年6月18日条例第17号

羽村市敬老金の支給に関する条例

敬老金の支給に関する条例（昭和41年条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢者に敬老金を支給し、敬老の意を表するとともに長寿を祝うことを目的とする。

（支給要件）

第2条 敬老金は、毎年9月15日現在において、次の各号に掲げる要件を具備している者に支給する。

- （1）当該年度内に満77歳、満88歳及び満99歳に達する者
- （2）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者で、現に市内に居住しているもの

（支給額）

第3条 敬老金の支給額は、満77歳の者については10,000円、満88歳の者については20,000円、満99歳の者については30,000円とする。

（支給期日）

第4条 敬老金は、毎年9月15日に支給する。ただし、やむを得ない場合は、9月16日以後においても支給することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽村市敬老金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条

第1号及び第3条の規定にかかわらず、平成10年9月16日から平成11年3月31日までの間に満70歳に達し、新条例第2条第2号に該当する者については、平成11年度に限り敬老金5,000円を支給する。

付 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月18日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。